

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 7 年度 第 5 回 滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 7 年 10 月 29 日 (水) 9 時 54~10 時 19 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 4 人 (定数 5 人) 労働者代表委員 3 人 (定数 5 人) 使用者代表委員 5 人 (定数 5 人) 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 片山 聰 木下康代 堀田直美 松田有加 労働者代表委員 相澤三千代 榎並典朗 平塚雄二 使用者代表委員 池田 健 川口剛史 楠亀博美 福地康博 水野 透 事 務 局 多和田労働局長 青木労働基準部長 足立賃金室長 田原労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・特定（産業別）最低賃金専門部会報告について ・特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）
議事録	別紙のとおり

○足立室長

ただ今から、令和7年度 第5回滋賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員4名、労働者代表委員3名、使用者代表委員5名で、合計12名のご出席をいたいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けましたが、傍聴希望者はいなかつたことを報告します。

また、本審議会は、同規程第7条に基づき、議事録をホームページに公開しますことを、お知らせします。

それでは、以後の議事進行を木下会長にお願いいたします。

○木下会長

おはようございます。委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

まず、議題（1）「特定（産業別）最低賃金専門部会報告について」です。

8月26日に滋賀労働局長から諮問があった4件の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、専門部会を設置し審議され、当審議会に「専門部会報告書」が提出されました。

各部会長に代わって、事務局から各専門部会報告書の朗読をお願いします。

○田原監督官

それでは、専門部会の報告書を朗読します。

なお、朗読に際しましては、最低賃金の件名及び専門部会の名称につきましては

略称を用いさせていただき、専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。また、別紙につきましては金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、最低賃金の件名、専門部会部会長名及び金額のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代 殿

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会 部会長 佐野 洋史

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月26日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 1,099円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 木下康代

最低賃金額 1時間 1,114円

精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 松田 有加

最低賃金額 1時間 1,105円

自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 片山 聰

最低賃金額 1時間 1,115円

○木下会長

ただ今、事務局から朗読があった専門部会の報告書について、専門部会の部会長、もしくは部会長代理から追加すべき説明事項等はございませんか。

〔説明事項なし。〕

なければ、委員の皆様から、ただ今の専門部会報告や事務局から事前にメールで各専門部会の審議内容について、資料が送付されておりましたが、何か意見や質問等は、ございませんか。

〔質疑・意見なし。〕

特にご意見等がないようでしたら、次の議題（2）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）」に移ります。

先ほど専門部会報告があった4件の特定（産業別）最低賃金の改正について、今年は最低賃金審議会令第6条第5項「専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」は適用しておりませんので、この審議会において審議し、議決する必要があります。

先ほどの専門部会報告において、各委員からご意見・ご質問等がございませんでしたので、これから採決を行うこととします。

採決に当たり、4件の特定（産業別）最低賃金の件名については、略称といたしますので、よろしくお願ひします。

事務局は、現在の定足数の確認をお願いします。

○足立室長

現在、12名の委員が出席しております。定数の3分の2以上の出席がございまので、採決の定足数は満たしていることを報告いたします。

なお、表決権は会長を除く11名であり、賛否同数の場合、会長が決することとなります。

○木下会長

それでは、窯業・土石製品製造業最低賃金です。

「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の

1,046 円を 53 円引上げ、1,099 円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

では、次に反対の方挙手願います。

(反対者挙手)

賛成多数で可決されました。

したがいまして、「滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金」については、「現行の 1,046 円を 53 円引上げ、1,099 円に改正する」ことを本審議会の決定として答申します。

次に一般機械器具製造業最低賃金です。

「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の 1,060 円を 54 円引上げ、1,114 円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、全会一致で可決しました。

したがいまして、「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」については、「現行の 1,060 円を 54 円引上げて、1,114 円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申します。

次に精密・電気機械器具製造業最低賃金です。

「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の 1,050 円を 55 円引上げ、1,105 円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

次に反対の方挙手願います。

[反対者挙手]

賛成多数で可決されました。

したがいまして、「滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金」については、「現行の1,050円を55円引上げ、1,105円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申します。

次に自動車・同附属品製造業最低賃金です。

「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」は、専門部会報告のとおり「現行の1,062円を53円引上げ、1,115円に改正する」として、答申してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、全会一致で可決しました。

したがいまして、「滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金」については、「現行の1,062円を53円引上げ、1,115円に改正する」ことを本審議会の決定として、答申します。

各特定（産業別）最低賃金については、ただ今の結果のとおり、

窯業・土石製品製造業最低賃金 1,099円

一般機械器具製造業最低賃金 1,114円

精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金 1,105円

自動車・同附属品製造業最低賃金 1,115円

として滋賀労働局長に答申します。

それでは、事務局から「答申文（案）」を配布の上、朗読してください。

○足立室長

答申文案を作成し、配付しますので、しばらくお待ちください。

○田原監督官

それでは、答申文（案）を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会報告と同様に最低賃金の件名につきましては略称を用いさせていただき、別紙は金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

最初の窯業・土石製品製造業以外につきましては、件名及び金額のみとさせていただきます。

滋賀審第18号

令和7年10月29日

滋賀労働局長 多和田治彦殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年8月26日付け滋労発基0826第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

最低賃金額 1時間 1,099円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 1,114円

精密・電気機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 1,105円

自動車・同附属品製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 1,115円

以上でございます。

○木下会長

ただ今、事務局から4件の特定（産業別）最低賃金の改正に係る「答申文（案）」の朗読がありましたが、これについて、何かご意見 又は ご質問等は、ございますか。

〔意見等なし。〕

ないようでしたら、これをもって、答申しますので、（案）を取って、日付欄に今日の日付を入れてください。

それでは、滋賀労働局長に答申します。

○足立室長

会長から局長に「答申文」を手交いたしますので、会長と局長は、前にお進みください。

〔会長、局長が移動し「答申文」の手交〕

ありがとうございました。お戻りください。

○木下会長

事務局は、答申後の特定（産業別）最低賃金の発効までの手続きについて説明してください。

○足立室長

本日、答申をいただいた4つの特定（産業別）最低賃金の改正決定は、最低賃金法第15条第3項において準用する第11条第1項に基づき、本日付で答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第2項に基づき「公示のあった日から15日以内」ですので、11月13日(木)までとなります。

異議の申し出がなければ、滋賀労働局長は、答申どおりに特定（産業別）最低賃金を決定します。

異議申出があった場合は、11月14日（金）午前10時から同法第11条第3項に基づき、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、速やかに滋賀労働局長は、答申の内容に基づき特定（産業別）最低賃金を決定します。

答申後は、11月28日に、改正決定の官報公示を行い、同法第19条第2項に基づき、「公示の日から起算して、30日を経過した日」から効力が生じることとなります。

以上です。

○木下会長

では、最後に局長から挨拶がありますのでお願ひします。

○多和田局長

ただ今、8月26日に諮問いたしました、特定最低賃金の改正決定の答申をいたしました。

特定最低賃金の改正審議に当たりましては、各専門部会の委員の皆様には、短い期間に慎重かつ真摯にご審議をいただき、結審いただくことができましたことに、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

労使の各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場、ご主張がある中で、合意形成に向けて特段のご努力をいただきまして、難しい決断をしていただく場面もあったと聞いております。

また、公益委員の皆様におかれましても労使委員の主張の隔たりがある中、審議のとりまとめ、調整にご尽力をいただき、誠にお疲れさまでした。

おかげさまで日程どおり、滞りなく、結審をいただきましたことに本日は出席されていない専門部会委員も含めましてご審議をいただきましたすべての委員の皆様に、心より感謝申し上げます。

今後は改正されます特定（産業別）最低賃金の周知とその履行確保に焦点が移つてまいりますが、滋賀労働局といたしましては、全力を挙げて取り組む所存でございます。

委員の皆様には、引き続き労働行政の推進に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○木下会長

ありがとうございました。

最後に、議題（3）「その他」です。何かありますか。

[委員からは特になし。]

○足立室長

事務局から4点、ご報告とご連絡させていただきます。

1点目は、地域別最賃の周知・広報状況についてです。田原監督官からご報告いたします。

○田原監督官

地域別最低賃金の周知状況についてご説明します。

労働局では結審後から周知広報活動に努め、県内全市町の広報誌・HPへの掲載依頼を行いました。

FMラジオでの周知原稿を放送していただいたほか、ケーブルテレビでは局長自らが出演いたしました。

また、例年新聞広告を掲載していたところ、今年はより周知効果が見込まれるWEB広告の掲出を行いました。

毎年地域別最低賃金のポスター・リーフレットは本省にて作成を行っています

が、関係の労使団体や公的機関等にポスター約1,500枚、リーフレット190,000枚、パンフレット2,200枚を配布しました。また滋賀は外国人労働者も多くいることから、外国版リーフレットについても滋賀県国際協会に配布を行っています。

関係団体の広報誌等についても以下のとおり掲載されています。

また労働局においてもリーフレット等の配架は横断幕の掲示、デジタルサイネージやX、LINE等の活用により、来庁者等への周知を行っています。

また今年度は昨年に引きつづきウェットティッシュを作成し、連合滋賀様とともに膳所駅前での街頭周知活動を行い、この様子は中日新聞にも掲載されました。

特定（産業別）最低賃金についても、官報公示後から周知広報活動を行っていきますので委員の皆様におかれましてもご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

○足立室長

2点目ですが、11月14日（金）午前10時00分から開催を予定しております特定（産業別）最低賃金の異議申立を審議していただきます第6回滋賀地方最低賃金審議会の開催の有無についてです。

異議の申し出がなければ開催いたしませんが、異議申出期限は、11月13日（木）午後5時15分までとなりますので、異議申出があれば、速やかに開催する旨を連絡し、申出がなければ、11月13日午後5時15分以降、速やかに委員の皆さんにメールによりご連絡いたしますので、メールのチェックをよろしくお願ひいたします。

3点目ですが、お手元に10月16日の新聞記事と「25年度最低賃金改定の総括と今後の焦点」と題された「大和総研」から出された論説をお配りしています。

最低賃金のあり方や決定方法等について、中央・地方で様々な意見があり、来年度に向けて今後も様々な動きが出てくることも予想されます。

情報提供ということでお配りさせていただきましたが、今後も適宜、委員の皆さんに情報提供をさせていただきます。

4点目です。少し先の話となりますが、3月に開催する審議会の日程調整についてです。

今年3月に開催しました令和6年度の第6回の本審で配布しました資料で今年度

の審議会開催日程案を示させていただき、案では令和8年3月6日（金）としていましたが、あらためて、定足数を満たすか確認させていただき、日程を確定させるため、お手元にお配りしました日程調整表の提出をお願いするものです。時刻はいずれも午後4時からを予定しております。日程調整表の様式につきましては、本日、メールで送付しましたので、11月7日（金）までに、メールかFAXでご回答の程、よろしくお願ひいたします。

日程の確定は11月10日の週内に行い、メールでお知らせするとともに開催の1ヶ月前を目途に正式文書は郵送します。

以上です。

○木下会長

委員の皆様におかれましては、先の地域別最低賃金に引き続き、4件の特定（産業別）最低賃金の改正審議にご尽力いただき、答申することができました。

ありがとうございました。

これで、「令和7年度 第5回 滋賀地方最低賃金審議会」を終了します。

お疲れ様でした。